

2011年2月22日 制定

2021年8月23日 改訂

2024年8月05日 改訂

学校法人立命館

学校法人立命館物品等売買契約基準

この基準は、学校法人立命館が締結する物品等の売買に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1条 入札等を経て物品等の売買契約の売主となった者（以下「売主」という。）は、契約書（添付される明細書（以下「明細書」という。）を含む。）および本基準に従い、日本国の法令を遵守し、当該契約（契約書および本基準を内容とする物品等の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 売主は、物品等を当該契約の契約書記載の納入期限までに納品するものとし、本法人は売主に対して物品等の対価を支払う。
 - 3 当該契約の契約書およびその明細書に定める請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、書面（電子メール等の電磁的方法を含む。以下同じ。）により行なわなければならない。
 - 4 当該契約の履行に関して、本法人と売主の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 当該契約に定める金銭支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 当該契約は、日本国の法令に準拠する。
 - 7 当該契約に係る訴訟については、日本国京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所に定めて行なう。

(物品等の納入)

- 第2条 売主は、物品等の納入に際し、本法人の建物、施設、設備等を汚損または破損しないよう最大限の注意を払うとともに、必要に応じて自己の費用で養生等を行わなければならない。
- 2 売主は、物品等の納入が第三者の実施する工事、納入、その他役務に実施上密接に関連する場合で、本法人から納入について調整を求められた場合は、本法人の調整に従わなければならない。

(納入期限の変更)

- 第3条 本法人は、納入期限を短縮または延長する必要があるときは、売主に対して納入期限の短縮変更または延長変更を請求することができる。
- 2 納入期限の変更については、本法人と売主で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、本法人が定め、売主に通知する。

(納品検査)

第4条 売主は、物品等を納品したときは、その旨を書面により本法人に通知しなければならない。

2 本法人は、物品等の納品の通知を受けたときは、速やかに明細書に基づく納品検査に着手し、売主の通知を受けた日から14日以内に納品検査を終了し、書面により売主にその結果を通知する。ただし、検査すべき対象、項目等が大量で、14日を超える納品検査期間を設ける必要があると本法人が認めた場合は、別途、売主と協議し、納品検査の期間を定める。

3 売主は、前項の納品検査に合格しないときは、直ちにこれを引き取り、本法人の指定する期間内に改めて物品等を完納し、再度納品検査を受けなければならない。この場合においては、再度の納品を物品等の納品とみなし、前2項の規定を適用する。

(物品等の所有権移転)

第5条 物品等の所有権は前条に定める納品検査の結果、本法人が合格と認め、書面によりその結果を売主に通知した日に売主から本法人に移転する。

(代金の支払い)

第6条 売主は、納品検査に合格したときは、当該契約の代金を本法人に請求する。

2 本法人は、別に定めのある場合を除き、納品検査合格後直近の月末締切りで、翌月の末日までに売主の指定する金融機関口座に代金を振り込む。

(契約不適合責任)

第7条 本法人は、物品等が種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、売主に対し、本法人の請求した方法によって、物件の補修、代替品の引渡し、または不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、本法人が相当な期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、本法人は売主に対し、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本法人は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本法人が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項から前項までの規定は、第16条の規定による損害賠償請求および第11条の規

定による解除権の行使を妨げない。

- 5 売主が種類または品質に関して契約の内容に適合しない目的物を本法人に引渡した場合において、本法人がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を売主に通知しないときは、本法人は、その不適合を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求および契約の解除をすることができない。ただし、売主が、引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(物品等の保証)

第 8 条 売主は、第 4 条に定める検査合格の日から 1 年の間、物品等の品質もしくは性能の低下または破損につき保証の義務を負うものとし、無償で交換、補修等を行わなければならない。ただし、その原因が本法人の責による場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第 9 条 本法人および売主は、当該契約の履行に際し、相手方より秘密情報である旨を示され開示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を、当該契約の履行以外の目的に供してはならず、また第三者に漏えい、開示してはならない。ただし、開示を受けた秘密情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた時点で既に自ら保有していた情報
- (3) 開示後に自己の責によらない事由により公知となった情報
- (4) 開示後に正当な権利を有する第三者より守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (5) 開示後に相手方の秘密情報によらずして独自に開発または考案した情報

2 前項の定めは、当該契約の終了後も有効に継続する。

(個人情報の取扱い)

第 10 条 売主は、当該契約の履行に際し、本法人から個人情報の保護に関する法律に定める個人情報（以下「個人情報」という。）の提供を受けたときは、全て法令の定めに従い、必要かつ適切な措置を講じて安全に管理しなければならない。

(本法人の契約解除権)

第 11 条 本法人は、売主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該契約を解除することができる。

- (1) 不法行為、不正行為、重大な過失があったとき、または、背信行為を行なったとき。
- (2) 当該契約に違反し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、期間内には是正しないとき。
- (3) 正当な理由なく、当該契約の義務を履行せず、相当の期間を定めて履行を催告しても期間内に履行しないとき。
- (4) 手形・小切手等の不渡りを出したとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。

- (5) 仮差押、差押、競売の申立てを受けたとき、民事再生手続開始、破産手続開始の申立てを受け、もしくは自らこれらの申立てをしたとき、または清算に入ったとき。
 - (6) 解散の決議をしたとき。
 - (7) 租税、公課を滞納し催促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
- 2 前項の規定の他に本法人の契約解除権を設ける場合は、入札等に際し別に定める。

(売主の契約解除権)

第12条 売主は、本法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 不法行為、不正行為、重大な過失があったとき、または、背信行為を行なったとき。
 - (2) 当該契約に違反し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、期間内には正しないとき。
 - (3) 正当な理由なく、この契約の義務を履行せず、相当の期間を定めて履行を催告しても期間内に履行しないとき。
- 2 前項の規定の他に売主の契約解除権を設ける場合は、入札等に際し別に定める。

(暴力団等との関係に基づく解除)

第13条 本法人および売主は、自己のすべての役員等（本法人にあっては理事もしくは監事を、売主が個人である場合にはその者を、売主が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないことを保証しなければならない。

- 2 本法人および売主は、前2条に定める場合のほか、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該契約を解除することができる。
- (1) 役員等のいずれかが暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に該当する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己もしくはその法人または第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団もしくは暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約または資材等の購入契約その他の契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。
 - (7) 相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約または資材等の購入契約その他の相手方としていた場合（前号の場合を除く。）において、当該契約

の解除を求めたにもかかわらず、相手方がこれに応じなかったとき。

- 3 本法人および売主は、相手方の役員等の一人が反社会的勢力（暴力団員ではないにしても、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する個人または集団の構成員をいう。）に該当する場合において前項の規定を準用することができる。
- 4 本法人および売主は、前 2 項に基づき当該契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもこれを賠償する責任を負わない。解除された当事者は、当該解除により相手方に損害が生じた場合、その損害を賠償する責任を負う。

（不可抗力による解除）

第 14 条 天災その他の避けることのできない理由により、物品等を納品することが不可能、または著しく困難になったときは、本法人および売主は、協議の上、当該契約を解除することができる。

（解除に伴う措置）

第 15 条 本法人は、当該契約が解除された場合において、物品等の全部または一部が納品済のときは、当該物品等について納品検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けすることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相当する代金を売主に支払わなければならない。

（損害賠償）

第 16 条 売主の責に帰すべき事由により本法人が損害を被ったときは、本法人は、売主に損害賠償を請求できる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 17 条 売主は、本法人の承認なしに当該契約により生じる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは承継させ、または担保に供してはならない。

（補則）

第 18 条 本基準に定めのない事項は、必要に応じて本法人と売主との間において協議して定める。

以上